

お申し込みの前に必ずお読みくださいークラブメッド国内旅行条件書 Club Med

1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は「インフォ」および「旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、概クラブメッド(観光庁長官登録旅行業第536号以下「当社」といいます)が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- (2)当社はお客様が当社定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理することをお約束します。
- (3)旅行契約の条件・条件は、「インフォ」、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3 旅行のお申し込みと契約の成立

(1)当社又は当社の受託営業所(以下、「当社」といいます)にて所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社がその予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。

旅行代金(お1人様)	申込金(お1人様)
15万円以上	旅行代金の20%
10万円以上15万円未満	30,000円
5万円以上10万円未満	20,000円
2万円以上5万円未満	10,000円
2万円未満	5,000円

- (2)当社は電話等の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、契約は予約の時点まで成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様への旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約が成立するときは、第24項(9)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社らは、団体、グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)クラブメッドに未入会の方は会員になっていただきます。ご旅行ご予約時に手続きをお願いします。
入会金：大人3,000円 / 子供(4-11歳)1,500円(初回のご予約立上りいただきます)
年会費：大人3,000円 / 子供(4-11歳)1,500円(ご旅行のご予約立上り1年間有効)4歳未満のお子様の入会金・年会費は無料です。
会員登録によりなりますので、ご旅行のご予約時に氏名(パスポート表記通りの名)・生年月日・ご住所をお知らせください。
既に入会をお支払いいただいている方で、年会費の有効期間外にご旅行をお申し込みの際は、改めて年会費をお支払いいただきます。
- (6)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がウェイトリング状態でお待ちいただける期間を譲渡いたします。お客様がウェイトリングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配を努力いたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます。この場合、ウェイトリングコースの契約成立の時期は、当社が予約可能となった旨の通知をお客様とご成立するものとし、また、当社が予約可能となった旨の通知を、お客様へお申し込みのウェイトリングの解除の申し出があった場合、または、お待ちいただける期間までにご成立して予約ができなかった場合は、当社が当該申込金を全額払戻します。
- (7)ご旅行のお申し込みの受付は、ご出発日の14日前までとなります。

4 お申し込み条件

- (1)20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要で、15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。75歳以上の方は「健康アンケート」の提出をお願いします。場合によってはご参加をお断りさせていただくか、同件者の同行等を条件とすることがあります。
- (2)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中など特別な配慮を必要とする方の旨を予約時にお申し出ください。当社は可能な合理的な範囲内でご対応いたします。この場合、お客様のお申し出に基づき、当社が可能な範囲内に講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中の方は「お伺い書」の提出をお願いします。場合により、医師の健康診断書をお提出していただきます。いずれの場合も、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお断り・同件者の同行を条件とさせていただきます。お申し込みを断る場合があります。
- (3)特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、お申し込みをお断りさせていただく場合や、同件者の同行等を条件とさせていただきます場合は、(1)(2)(3)はお申し出の日から、(4)はお申し出の日から、それぞれ原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様がご参加される別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (7)その他当社の業務上の都合があるときに申し込みをお断りすることがあります。
- (8)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

5 契約書面と最終日程表の交付

- (1)当社は旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービス内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面(インフォ)、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を速くとも旅行開始日の前日までに お渡しします(原則として旅行開始日の10日前から5日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにしてお渡します)。

6 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告または「インフォ」に「旅行代金として表示した金額」プラス追加代金として表示した金額マイナス割付代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第3項(1)の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「予約料」、及び第23項(1)「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(このうち航空運賃については、包括運賃<IT/TS>を適用します)。
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅頭と宿泊場所の間。ただし、旅行日程に、「お客様負担」と表記してある場合を除きます)。
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)。
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料(インフォ)等に特に別途の記載がない限り、バスまたはシャワー付の2人部屋を大人2人利用することを基準としています)。
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料(インフォに記載されている無料で提供される飲み物以外の飲み物は含まれません)。
- (6)添乗員付コースの添乗員の同行費用。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

9 旅行代金に含まれないもの

- 前項8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
 - (2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップその他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料。
 - (3)ご希望のみに参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金。
 - (4)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。

10 追加代金と割付代金

- (1)第7項(1)の「追加代金」は以下のものをいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示したものを除きます)。
①お1人部屋を使用される場合の追加代金
②「インフォ」等で当社が「延泊プラン」と称するクラブメッドの宿泊延長のための追加代金
③その他「インフォ」等で「追加代金」と称するもの
- (2)第7項(1)の「割付代金」は「インフォ」等で「割付代金」と称するものをいいます。

11 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の開し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施をはかるため及びやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の開し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において旅行日程ややむを得ないときは変更後に説明いたします。

12 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割付代金の額は変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて改定される場合においては、当社はその改定金額の範囲内での旅行代金の額を変更いたします。
 - (2)当社は本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - (3)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)当社は、旅行実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更または前項の規定に基づく旅行の実施に要する費用の増加(当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料・違約料その他すでに支払い又はこれから支払わなければならない費用を含みます)を伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを提供しているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴うものは除きます)がなされたときは、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
 - (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の開し得るべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

13 お客様の交替

お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。この際、お客様は、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替をお客の手数料としてお1人様1件につき10,000円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

14 旅行契約の解除・払戻し

- (1)旅行開始前
①お客様が解除・払戻し
お客様は解除に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は当社の営業時間内にお受けします。お客様の都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関行程の一部の変更についても全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。

パッケージプランの場合

旅行契約の解除日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日より8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より21日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の100%

宿泊プランの場合

旅行契約の解除日	取消料(お1人様)
宿泊開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より宿泊開始日の前日	全宿泊代金の20%
宿泊開始当日	全宿泊代金の50%
宿泊開始後および無連絡不参加	全宿泊代金の100%

- (2)お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
①第11項に基づき旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の別表左欄に掲げるもの、またはその重要なものである場合に限り。
②第12項に基づき、旅行代金が減額改定されたとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

- ④当社がお客様に対し、第5項の2に記載の最終旅行日程表を同様に規定する日までにお渡しできないとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により「インフォ」に記載した旅行日程にしたがった旅行実施が不可能となったとき。
- (6)当社は本項(1)の①の「(ア)」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻を行いました。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額をお受けします。また本項(1)の①の「(イ)」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻します。
- ②当社の解除・払戻し
(ア)お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①の「(イ)」に規定する取消料とお客様の違約料をお支払いいただきます。
(イ)次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
④お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤お客様の人数が「インフォ」に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に旅行のご連絡をいたします。
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のようにより、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれきわめて大きいとき。
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において「インフォ」に記載した旅行日程にしたがった旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれきわめて大きいとき。
⑧お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。

(6)当社は本項(1)の②の「(イ)」により旅行契約を解除したときは、すでに收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

(7)旅行開始後

- ①お客様の解除・払戻し
(ア)お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
(イ)旅行開始後であっても、お客様に責に帰すべき事由により募集「インフォ」に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分を払戻します。ただし、当社に帰すべき事由によらない場合は、当該旅行金額から当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他のものを差し支払い又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを払い戻します。
- ②当社の解除・払戻し
(ア)旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
②お客様が旅行の安全且つ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わないなど、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ円滑な実施を妨げるとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の継続が不可能になったとき。
④お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
(イ)解除の効果及び払戻し
本項(1)の②の「(イ)」に記載した事由で旅行契約の解除が行われたときは、お客様にまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差し引いたものを、(ア)により払戻しいたします。
(6)本項(1)の②の「(イ)」の②、③により旅行契約が解除されたときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
(6)当社が本項(1)の②の「(イ)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は将来に向かってのみな減額です。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務に関しては、有効な弁済がなされたものとし、ます。

15 旅行代金の払戻しの時期

当社は、「第12項(3)(4)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は「前14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」にお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては、お客様の申し出が7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては「インフォ」に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻します。

16 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全且つ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

17 添乗員

特に記載のない限り、添乗員は同行いたしません。

18 当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあつては、当社又は当社が手配を代行させたもの(以下、「手配担当者」といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らした損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り。
(2)お客様が次に例示するような事由により損害を被らした場合に代いては、当社は本項(1)の責を負いません。ただし、当社あるいは当社が手配した旅行の過失が証明されたときはこの限りではありません。
(3)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生じた旅行日程の変更もしくは旅行の中止(イ)運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(ウ)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(エ)自由行動中の事故
(オ)お客様
(カ)盗難
(キ)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更、自然的・人的地滞り時間の短縮
(ク)手荷物について生じた本項(1)の損害賠償につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算してさかのぼって21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

19 お客様の保護

当社は、お客様が疾病、傷害等により、保護が必要と認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。当該措置に要した費用はお客様にお支払いいただきます(当社の

責に帰すべき事由によるものを除く。

20 特別補償

(1)当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物(被った一定の損害)について旅行業約款特別補償規定(以下、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により20万円、通院見舞金として通院日数により0.5万円、携行品(カ)の損害補償金(15万円を限度)ただし、一顧客の手にある旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日について又は一対についての補償限度は10万円)を規定しています。ただし、日程表において、当は当該日にお客様が被った損害について、特別補償規定に基づく補償金及び見舞金の支払いを行います。なお、「企画旅行参加中」とは、出発空港へ乗付終了時、搭乗乗車手続完了時または宿泊施設入場時から帰送の運送機関等で乗客のみが入浴できる区域中からの退場時、降車時、または宿泊施設からの退場時までをいいます。

- (2)前(1)の損害については当社が第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)前(2)の規定する場合には、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第18項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む)に相当する額だけ減額します。
- (4)お客様が企画旅行中に被災した損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山は、スノードライブ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規定」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取扱います。
- (6)当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン・航空券・パスポート・コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品以外のほか、以下に定めるものも補償対象除外品とさせていただきます。

宝石・貴金属類(ただし、原則的に腕時計・眼鏡等のうち日常で実用的に使用されているものを除きます)、リボン及びこれらの付属品、各種カード(運転免許証、査証、預金証書または貯金証書(通帳及び現金自動支払機用カードを含みます)その他これらに準するもの。

- (7)補償対象品の置き忘れまたは紛失、外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害の場合は損害補償金の対象外となります。
- (8)当社が本項(1)に基づく補償金等の支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねる場合であっても一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金等の支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといえます。

21 お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の要約内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22 オプションツアー及びクラブメッドでのスポーツアクティビティ

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下当社企画のオプションツアーといえます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は主たる企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社実施のオプションツアーは、バリエーション等で実施(当社上明します)。
- (2)オプションツアーの実施者が当社以外の現地法人等である旨を「バリエーション」明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客さまに発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。但し、当該オプションツアーの実施に係る企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが実施される現地法人及び当該実施者の定めに掲げます。
- (3)当社は「バリエーション」等で「クラブメッドでのスポーツアクティビティ」等として可能なスポーツ等を記載した場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23 旅程保証

- (1)当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②で規定する場合を除きます)、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日より起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更については当社が第18項(1)の規定に基づき責任を負うことが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の一部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
- ②旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- ③凶犯、暴動
- ④官公庁、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止
- ⑤遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に反しない運送サービスの提供(旅行参加者の生命又は身体(安全確保のための必要な措置)
- ⑥第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときは当該解除された部分にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が旅行者1名に対して1つの旅行契約に基づき支払う変更補償金額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相場の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	一件あたりの率	
	旅行開始前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①募集/バリエーション又は最終日程表に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集/バリエーション又は最終日程表に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集/バリエーション又は最終日程表に記載した運送機関の種類又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集/バリエーションに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④募集/バリエーション又は最終日程表に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
⑤募集/バリエーション又は最終日程表に記載した出発空港又は到着空港の異なるへの変更	1.0%	2.0%
⑥募集/バリエーション又は最終日程表に記載した本邦内と本邦外との間における直往便の順便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦募集/バリエーション又は最終日程表に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧募集/バリエーション又は最終日程表に記載した宿泊機関の客室の種類の変更、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうち募集/バリエーション又は最終日程表のツアータイトルに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2:①又は②に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取扱います。

注3:③に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注4:④に掲げる運送機関の会社名変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24 通信契約

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より前記の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けたい」として「通信契約」といいます)を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けられる場合があります(免状旅行業者により当該取扱いできない場合があります)。「通信契約」の旅行条件は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは一部が異なります。以下に異なる点のご案内します。

- (1)準拠する約款は、「当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に拠ります。
- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は、それを当社が承諾したときに成立します。また郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みの場合は、当社が会員との旅行契約を承諾する旨の通知を受けたときに成立します。但し、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4)通信契約の「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻(債務)を履行すべき日とし、前者は旅行出発日、後者の場合は契約解除の申し出があった日とします。
- (5)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードのでのお支払いが出来ない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の①のカードの取消料と同額の違約料を申し受けます。但し当社が別途指定する期日までに現金による返済が行われた場合は、この限りではありません。

25 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2011年12月1日を基準としています。また、旅行代金は、2011年12月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則又は2011年12月1日現在観光庁長官認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

26 その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪傷、疾病等、別行動に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、発生した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜をはかるためみやげもの店等をご案内することありますが、お買物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)お客様の都合による変更変更の行程変更はできません。また、途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (5)当社の旅行契約は航空会社のマレーシアサービス対象として対応しております。当該マレーシアサービスは航空会社が提供するものです。同サービスに関わるお問い合わせ、登録等は、ご搭乗当日空港にてお客様自身で当該航空会社に行なういただきます。また利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であったサービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は第18項1ならびに第23項(1)の責任を負いません。
- (6)当社は募集型企画旅行契約特別補償規定に従い、ご旅行中に事故が発生しお客様が損害を被られた場合、一定の範囲で補償させていただきますが、傷害や疾病の賠償金等は補償されません。万一の際にも安心な国内旅行傷害保険へのご購入をお勧めいたします。お問い合わせお申し込みは、取扱い旅行会社にご相談ください。

国内ツアーのご案内とご注意

楽しい旅行のために知っておいていただきたい情報です。お申し込みいただく前に、旅行条件と合わせて必ずお読みください。

●ツアー催行

最少催行人員:2名

●クラブメッドからのご案内

ご出発の7日前より、最終日程表をお申し込み店を通してお届けします。但し、多客時または出発間際となる場合は、有効期間満了日以降にご予約をされた場合も、新たに更新費として年会費が必要となります。

●ご出発当日

最終日程表に記載の集合場所へ所定の時間にご集合ください。集合時間は、通常ご利用航空便出発の1時間前となります。

●旅行代金について

- 入会金は「一回お納め」された後、次年度以降の再支払いは不要です。年会費の有効期間はご旅行ご予約日から1年間です。会員有効期間を終了し、会員未更新のままクラブメッドのご利用はできません。有効期間満了日以降にご予約をされた場合も、新たに更新費として年会費が必要となります。
- 会員の確認は、最終日程表とともに各会員にお渡しするメンバーズ(バウチャー)の番号(会員番号)によって行われます。次回のご旅行までお手元にお持ちください。
- クラブメッドは搬送費用保険に加入しています。クラブメッドリゾート内で受傷し、治療のため緊急に帰宅が必要になった場合の搬送費用を負担します。この保険の適用には契約保険会社の査定、承認が必要となります。疾病は適用外となります。

●お部屋・宿泊について

- グループ、ご家族での参加で2部屋以上をご利用の場合、現地事情によりお隣、又は近くのお部屋をご用意できない場合や同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
- お部屋のグレードアップ及び1名1室利用の場合は、クラブメッド全泊数分の追加代金が必要となります。
- お1名様でご参加の場合、相部屋ご利用はお受けできません。この場合、1名1室利用追加代金を申し受けます。
- 出発日・出発日・ツアー行程などが異なる方同士の間室利用はお受けできません。
- 安全上、12歳未満のお子様のみでの1部屋利用はお受けできません。
- コネクティングルームのご利用について

本「バリエーション」に掲載されているクラブメッドリゾートでは、コネクティングルーム(隣り合わせの2つのお部屋が中扉でつながっているものを指します。)をご利用いただけます。ご利用人数や年齢の組み合わせ及びグループタイプによってご利用いただけない場合がございます。コネクティングルーム最大利用人数は、各リゾートによって異なります。クラブメッド以外の宿泊プランのホテルにはコネクティングルームはありません。詳しくはお問い合わせください。

●「バリエーション」については、必ず現地にてお受け取りください。帰省後のご提供・ご返金は一切できませんので予めご了承下さい。また、ご提供がない場合は必ず現地フロントにお申し出ください(但し、フレキシブルの内容は予告なく変更になる場合があります)。

●現地でお部屋に余裕がある場合、有料でチェックアウト時間以降もお部屋をご利用いただけます。ただし、利用状況によってはそのまま継続利用です。お部屋を移動していただく場合があります。

●現地サービスについて

クラブメッドではツアー(現地クラブメッドスタッフ)のご案内いたします。但し、日本人スタッフが対応できない場合があります。

●食事について

クラブメッドのお食事メニューとあります。また、相席が基本となります。航空機の遅延、天候などによりクラブメッドでの食事条件に変更が生じても返金はございません。

●アクティビティについて

- 天候などによりアクティビティが中止になる場合がありますが、返金はございません。
- アクティビティの各種アクティビティ、ミニクラブなどはグループでのご案内になり、団体行動となります。特別な監視管理が必要なお客様など、団体での世話、ご案内が難しいお客様は、クラブメッドリゾートの方針により、安全上の理由で参加をお断りさせていただきます。
- 航空機、その他の交通機関について
- スケジュール表に記載されている記号は、→は航空機、⇄はJRでの移動を表します。
- 空港、バム、ミニバス等となる場合があります。
- 交通機関の上記以外の際際際、各航空会社のご希望は事前に伺いいたしかねます。
- 航空会社のサービスについては、各航空会社のホームページをご参照ください。

●お申し込みについて

- 本「バリエーション」に記載の旅行商品は、出発日の14日前までお申し込みいただけます。
- オプションツアーについて
- オプションツアーは現地でお申し込みいただけます。現地にてクラブメッドスタッフにお申し出ください。料金は往復の交通費(一部を除く)、チップ、入場料、明記された食事代が含まれます。また、クラブメッド以外のお客様と一緒にいただく場合があります。天候、その他の事情によりスケジュールなどの変更、またはツアーを中止することがあります。
- ベビークラブ・ティクラブについて

ベビークラブは4ヶ月～23ヶ月のお子様を、ティクラブでは2～3歳のお子様を有料でお預かりいたします。詳しい料金等は「バリエーション」でご確認ください。

- ご利用にはご予約が必要です。
- 事前予約が必須です。

定員がごさいますので事前予約をお勧めします。ご旅行ご予約にお取扱いにてお申し込みください。

事前予約の場合は、クラブメッド全泊数分のご予約のみとなり、ご出発前に旅行代金とお支払いいただきます。ただし、最終日チェックアウト後に引き続き利用を

ご希望される場合は、別途現地にてご予約・お支払いが必要となります。ご旅行ご出発の変更・取消しは出来ません(ご利用のない場合も払戻しはございません)。

●現地サービスについて

空き状況によっては、現地のお申し込みのみより1日・半日単位でのご予約が可能です。お支払いは現地にてお申し込みください。ただし、定員がごさいますのでご予約いただけない場合がございます。空き状況については、現地到着後に確認させていただきます。

- 現地母子手帳などの書類で年齢を確認させていただく場合がございます。

●手荷物について

現金、貴金属、宝石類、コンピューター、カメラなどの貴重品、高価品、壊れやすい物、または常備薬、化粧品、コンタクトなどのご持物が破損、紛失したことに伴って日常生活に不都合が生じる場合は委託手続を行います。お手元にお持ちください。万一が破損、紛失などの際は、その責任を負いかねますのでご了承ください。

●クラブメッド運営会社について

クラブメッド・カバレーサー・ソニオ運営会社は、株式会社 エス・シー・エムとなります。

- その他

クラブメッド全旅行商品(宿泊プランを含む)は、募集型企画旅行です。

- 改修工事に関して各ホテルより前もって得た情報をお客様にご案内しておりますが、工事の期間や規模が突然変更になる場合がございます。
- また、予告なく改修工事を行う場合があり、改修中であっても通常どおり営業することが多くありますので予めご了承ください。
- 忘れ物をされるお客様が多発しておりますので、ホテル出発、オプションツアーの際には忘れ物がないようご注意ください。当社ではお客様が忘れ物検索の依頼を受ける際、捜索に掛かる通信費・回収費などは別途発生いたします。当社にて一律¥3,150(消費税込)を請求させていただきます。また、捜索手数料は捜索物の有無にかかわらず請求させていただきますので予めご了承ください。
- 高、粉失物を現地からお客様宅へ送る際に掛かる送料・梱包代・保険料は別途お客様の負担とさせていただきます。

●記載内容について

この「バリエーション」のスケジュールおよびその他の料金、記載内容は変更となる場合があります。また、本「バリエーション」に掲載の旅行代金(料)に記載されている状況については、法改正により変更となる場合があります。客室設備やホテル施設などの情報はホテル側の事情により、予告なく変更となる場合があります。

●個人情報取扱いについて

当社及び取扱旅行会社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様が申し込みいただいた旅行に関する運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のため手続きに必要な範囲で、旅行中の弊害、怪我等に際する事故処理に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等でも利用させていただきます。この他、より旅行商品の開発のためのマーケティング分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただきます。